

会議の名称	平成29年度第3回八雲町介護保険事業運営委員会
日時	平成30年1月29日（月） 13時30分から14時05分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出席者	委員16名（欠席5名）傍聴者0名
会議の処理、てん末	
○平成29年度第3回介護保険事業運営委員会	
1. 開会宣言	
<p>○保健福祉課長補佐より</p> <p>本日は、お忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方には日頃から町保健福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。それでは、開会にあたりまして、岩村町長よりご挨拶申し上げます。</p>	
2. 町長挨拶	
○町長より開催にあたっての挨拶	
3. 議題	
<p>○保健福祉課長補佐より</p> <p>それでは、早速議事にはいります。ここからの議事の進行については、長江会長をお願いいたします。</p> <p>○会長より</p> <p>只今より、平成29年度第3回介護保険事業運営委員会を開催いたします。本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開として開催したいと思います。</p>	
(1) 協議事項	
①八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について	
<p>○会長より</p> <p>それでは、議題、（1）協議事項①「八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）」について事務局より説明を求めます。</p> <p>○事務局より</p> <p>（1）それでは、協議事項①八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画素案について、説明させていただきます。</p> <p>前回の委員会において、確認いただいた内容を元に素案を作成しております。概要版で主要な事項は確認いただいておりますので、素案については簡単に説明させていただきます。</p> <p>申し訳ありませんが、送付しておりました素案に訂正があります。</p> <p>素案の92ページになりますが、お配りしている1枚ものが正しい内容となりますが、事業種別でうえから6番目居宅療養管理指導の事業所名で八雲総合病院とありますが、町内の調剤薬局も指導を実施しており、薬局名が追記となります。</p> <p>3つの薬局がありまして、アイン薬局八雲店同じくアイン薬局八雲新店及び日</p>	

本調剤東雲薬局を追記となりますのでよろしくお願いします。

それでは説明に移ります。まず、1ページから第1章計画策定にあたってですが、これは、計画の位置づけや趣旨について、また計画期間が平成30年度から平成32年度までの3年間であること等を記載しております。

4ページからの第2章高齢者を取り巻く状況であります。4ページは現在の八雲町の人口の推移及び年齢3区分別の人口割合となります。少子高齢化が明らかに進んでいることが分かります。

5ページは前期高齢者と後期高齢者及び生産年齢の推移となります。後期高齢者比率が年々高くなっております。

7ページは日常生活圏域別の高齢化率、8ページ・9ページは要介護認定率の推移となっております。9ページ下段の表のとおり、認定率は北海道より低く国の近い率で推移してはいたしましたが、本年度は北海道に近い認定率となっております。10ページからはサービス利用人数と給付費の状況となっております。

続いて15ページからは介護予防事業の状況、18ページ福祉サービス等の利用状況となります。

21ページからは昨年7月～8月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を掲載しております。

飛びまして、32ページからは同じく昨年実施した在宅介護実態調査の結果を掲載しております。

続いて39ページからは、制度改正についてで、介護保険制度の主な改正内容を掲載しております。

43ページの第3章計画の基本的な方向については、前回もお話しましたが、将来像については、第6期を継承し「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ活力ある85歳」としております。

44ページの基本目標及び45ページの重点的に取り組む事業については、概要版と同様ですので割愛させていただきます。

つづいて48ページ 第4章施策の展開です。こちらは、第6期からの主な変更点や新規事業について説明させていただきます。

51ページの中段②各種がん検診ですが、乳がん・子宮がん検診については医療機関による個別検診を実施しており、札幌対がん協会ではバス送迎の日程を増やすなど、がん検診の受診率の向上を目指しております

58ページ下段②介護予防普及啓発事業の運動教室については、高い専門性や効果のある運動を週1回実施し、介護予防の効果をより高める教室としていきます。この教室は重点事業として位置づけ、59ページ中段の表のとおり年度ごとの見込みを掲載しております。

59ページ下段の③地域介護予防活動支援事業においては、八雲地区ではいきいき百歳体操を活用した地域支援、熊石地域ではふまねっと運動のサポーター養成し、住民主体の介護予防の取り組みを推進します。こちらの事業も重点事業として見込み量を掲げております。

62ページは介護保険給付適正化の推進であります。介護保険給付適正化は、介護保険や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、事業者のサービスの適正な提供及び費用の効率化を進めるものであり、八雲町では、下段の表のとおり、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合・介護給付費通知のすべての事業において取り組み目標を設定しております。

続いて68ページ地域ケア会議の推進においては、個別事例検討を進めるうえで、下記の表のとおり地域ケア会議の開催数及び個別事例検討回数を見込み量を設定しております。

77ページは保険料の算定の流れとなります。記載の流れにより保険料は算定されることとなります。保険料算定にあたっては、第7期計画期間の保険料だけでなく高齢化が一段と進む平成37年度の算定もおこなっております。

78ページは、将来推計となり人口減少と高齢化率は反比例し、平成37年度の推定人口は15,000人を切り高齢化率は35%を超える推計となっております。

80ページは、要介護認定者数の推計となりますが、今後も微増が続き平成37年度には1,143人と予想しております。

81ページからは介護給付費の見込み量となります。

86ページは介護保険料の算定となりますが、前回ご説明させていただいておりますので、割愛いたします。

89ページは介護保険に関しての見直しについて掲載しております。

90ページは計画の推進と評価、91ページ以降は資料としまして運営委員会と介護保険事業所について掲載しております。

以上、簡単ではありますが八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画素案の説明となります。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら発言願います。

○委員より

アンケート調査の中で、高齢者の方が外出に対する支援を手厚くしてほしいという結果が非常に多く出ていますが、これについての具体的な目標はどのように設定していますか。

○事務局より

移動支援に関しては毎回アンケートの方では必ず上位にくるという形にはなっていますが、今回の計画で具体的に明記はできておりません。町として、今後どのように支援していくか協議してるところで、今のところは計画上明記できていないのが現状となっております。

○委員より

福祉タクシーの利用状況はそれなりに利用されているようですが、認定を受けていない高齢者の移送は、以前から要望は多いと感じますが、この度の改正でも

う少し強く押し出したほうがいいと思います。例えば町内会や地域で5・6人が乗れる小型のものを設置して運営するとか、一歩進んだ具体的なことを計画の中に明記してはどうかと思っているところです。

○事務局より

福祉タクシーについては、今後の在り方について見直していかなければならないと思います。また、来年度から生活支援コーディネーターを配置しまして、各地域でニーズを調査し、地域ごとで何が不足し何ができるのかということ踏まえた調査を今後行っていきたいと思っておりますので、その中で移動支援についてもどのようなことができるのかというのを検討していきたいと考えております。

○町長より

保健福祉課でみると大変難しいのかなということで、町としてはデマンド交通を考えています。しかしながらデマンド交通もなかなか明日明後日というわけにはいかないの、調査は国の補助を入れながらしていきます。特に高齢者が車に乗って事故を起こしていると頻りに報道されています。議会から提案されておりますが、デマンド交通を確立する前にタクシー券を利用したらどうかという意見も出ておりますので、その方法については30年度に協議して予算もどのくらいかかるのかも検討しながら考えているところでありますので、この介護事業でなくて町全体としてやりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○会長より

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

○委員より

48ページに施策の展開、いつまでも現役で活躍できるまちと謳っております。その中に高齢者を積極的に社会に貢献する人材としてとらえて、高齢者のパワーを発揮することができる環境整備を目指しますという文言になっておりますが、去年9月に介護助手制度という事業を道の地域医療介護総合確保基金を原資にして全部で6か所が指定を受けてやりました。説明会には20名集まり、そのうち15名が就労相談に申し込み、採用したのが10名、50～70代です。介護助手は高齢者を使うことによって、今まで介護職員がしていた車いすの清掃やシート交換やお茶出し、下膳などの周辺作業をさせることによって本来の身体介護を専門職化できるということで良い事業だと思います。ただ、費用はかかります。常勤換算で3.2人くらいの雇用です。今は介護人材が不足しています。介護助手は一つの例ですが、働き手が少ないのであれば、元気な社会参加したい高齢者はいるはずなので、そういう人たちに働く場所を提供するような施策を展開してほしいです。社会参加することによって介護予防につながり、2重の効果が出るのではないかと思います。

また、介護雇用プログラム事業で、働きながらヘルパー2級の資格が取れるという内容のものですが、介護人材不足の中でこういった事業が必要だと思います。介護人材は養成学校も定員割れしており、なり手がいなくなっています。高

齢者を活用する、もしくは働きながら初任者研修の資格を得られるといったような事業を、なんとか町の方で考えてほしいと思います。

○会長より

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

(2) 協議事項

②八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

○会長より

それでは、次に、「協議事項②八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について」事務局より説明を求めます。

○事務局より

介護保険係の宮脇と申します。私からは協議事項②八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新についてご説明いたします。

議案の2ページになります。平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され介護保険事業者の指定については、6年ごとに更新することが義務付けられており、地域密着型サービス事業所の指定、指定の更新にあたっては、介護保険法第78条の2第7項等の規定に基づき、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないということから、適切な運営を確保するために介護保険事業運営委員会を設置し、協議、ご意見をいただいて指定等を行っているところです。

なお、提出された書類の量が膨大なため抜粋して必要最低限の様式のみお示ししておりますのでご了承願います。

事業所につきましては、地域密着型サービスの種類は「認知症対応型共同生活介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」・申請者は、檜山郡江差町字田沢町492番地3 有限会社 グループホーム・和（なごみ） 事業所は、檜山郡江差町字田沢町492番地8 グループホーム・あかり 利用定員は9名であります。

運営基準等についての概略については別にお配りの別紙2をご覧ください。

1ページの定義、基本方針について、「認知症対応型共同生活介護」における定義は、要介護者であって認知症である方について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこととしています。

基本方針は、利用者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより利用者の能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするものでなければならないとしています。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」における定義は、要支援者（要支援2に限る）であって認知症である方について、その共同生活を営むべき住居において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこととしています。基本方針は、利用者が可能な限り、

家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないとしています。

2 ページの人員の基準についてですが、介護従事者の人数について利用者 3 人に対し 1 人以上の基準に対し、1 ユニット利用者 9 名で、介護従事者は 4.47 人であり、管理者、計画作成担当者、代表者における条件についても、すべて満たしていることを申請書等により確認しております。

3 ページの設備基準については、入居定員 5 人以上 9 人以下居室の定員 1 名、床面積 7.43 平方メートル以上等の基準について、満たしていることを申請書類により確認しております。

また、運営基準については、運営規程についての重要事項に関する規定について、すべて定められており、また、緊急時の対応、協力医療機関については、江差町内医療機関と契約を締結しており、地域との連携についても定期的な運営推進会議の開催や地域住民との交流の場について例年設けられております。

これら提出された書類の内容の審査を行ったところ必要な町の定める条例の基準を満たしていると認められること、町としては、こちらの事業所について、指定の更新を行うことと判断し、更新指定年月日を平成 30 年 2 月 21 日、更新指定満了年月日を平成 36 年 2 月 20 日としておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

(質問等なし)

4. その他

○会長より

続きましてその他につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局より

次にその他ですが、本日の事業計画の素案についてパブリックコメントを実施し、その後計画の確定についてご提示したいと考えておりますので、第 4 回介護保険事業運営委員会を 2 月 27 日に予定しております。案内文書をそれぞれ席の方へお配りしておりますので、確認していただきたいと思っております。

なお、次回は包括支援センター運営協議会を併せて開催しますので、重ねてお願い申し上げます。以上となります。

○会長より

以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会致します。